

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富岡市長 榎本 義法

市町村名 (市町村コード)	富岡市 (10210)
地域名 (地域内農業集落名)	高瀬地区 (大島(大島)、上高瀬(上高瀬・横瀬)、中高瀬(中高瀬)、下高瀬(下高瀬)、内匠(井戸沢・谷津・内匠))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区はほとんどが基盤整備されており、優良農地が多いが、担い手が少なく、空いている農地がある。特に、高速道路に沿う農地については、耕作放棄地化が進んでいる。施設園芸が盛んな地域であるが、農家の高齢化や後継者不在等の理由により、使用されていない施設も増えてきた。また宅地化も進んでいる地域であり、農業用機械の利用による騒音や農薬の異臭が原因でトラブルも発生している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備済みの農地では、水稻、飼料用稲、飼料作物を中心に耕作を継続していく。施設園芸のキュウリなどの野菜や花きは、高齢化で施設が使われなくならないよう施設の引き継ぎにも力を入れていく。新規で就農する場合の作物は、初期投資が比較的少なくても参入できるナスやネギ、ニラの露地栽培を中心に行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内的の農用地等面積	119 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	119 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域

注:区域内的の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

基盤整備が成された形状の良い農地で、空いている農地は意欲のある農業者に積極的に集積・集約する。さらに、使われていないハウス等の施設についても、利用を希望する農業者に対しては積極的に貸し出す。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

今後も高齢化や後継者不足による貸付の増加が見込まれるため、離農する際は農地中間管理事業を活用することで、地区内の担い手へ農地を集積していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現在のところ当地区において新たな基盤整備事業の予定はない。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

新規就農者に対しては、市、富岡地区農業指導センター、甘楽富岡農業協同組合等の各機関が連携して経営安定を支援するとともに、地域全体で見守ることにより、就農研修先や農地の確保、住居探しなど経営の定着を確実なものにする。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

当地区で実質的な農作業を受託する農業サービス事業者は存在しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

②一部の農地では、有機農業にも取り組む。